

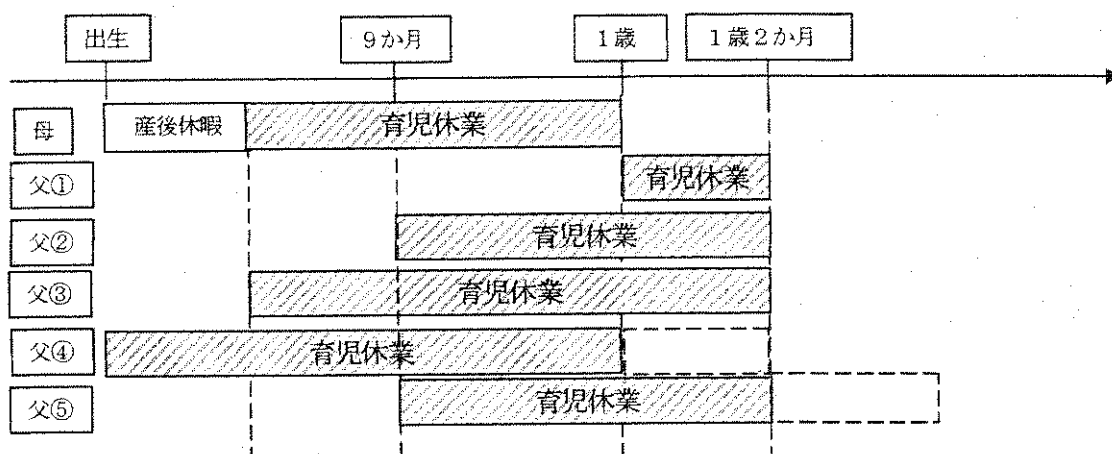
別 紙

1 パパ・ママ育休プラスに係る育児休業手当金の支給パターン

■■■■ ・・・育児休業手当金支給期間

例

- ・前提① 母の育児休業は、産後休暇後、当該子が1歳に達する日まで取得する。
- ・前提② 母も父も地方公務員等共済組合法上の組合員とする。



図例① 当該子が1歳に達する日までは母が育児休業し、1歳に達した日の翌日から1歳2か月まで父①が育児休業を取得する場合。

給付① ・母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。
 ・父に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月に達する日まで支給される。

図例② 当該子が9か月から1歳2か月まで父②が育児休業を取得する場合。

給付② ・母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。
 ・父に対する育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで支給される。
 ※なお、母と父が双方とも育児休業を取得している期間（当該子が9か月から1歳に達する日まで）は、双方に育児休業手当金が支給される。

図例③ 母の産後休暇終了後、母の育児休業開始と同時に父③も、当該子が1歳2か月に達する日まで育児休業を取得する場合。

給付③ ・母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。
 ・父に対する育児休業手当金は育児休業開始日から1年間支給される。
 ※なお、図例②と同様に、当該子が1歳に達する日までは、双方に育児休業手当金が支給される。

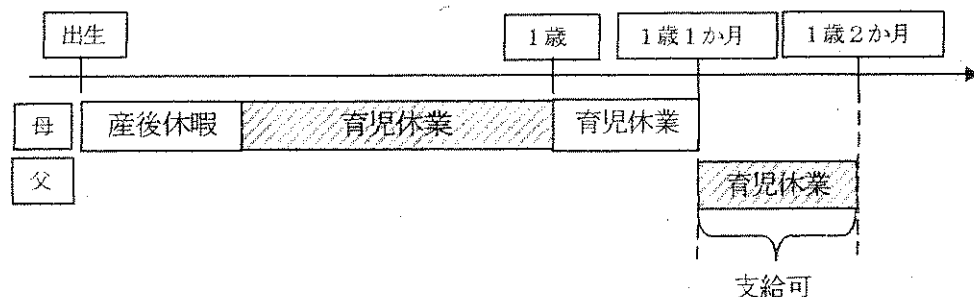
図例④ 父④が当該子の出生から1歳2か月に達するまで育児休業を取得する場合。
 給付④ ・母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。
 ・父に対する育児休業手当金も当該子が1歳に達する日まで支給される。
 (父は当該子が1歳2か月まで育児休業を取得しているが、育児休業手当金の支給期間は最大でも1年と規定されているため。)

図例⑤ 当該子が9か月から1歳5か月まで、父⑤が育児休業を取得する場合。
 給付⑤ ・母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。
 ・父に対する育児休業手当金は当該子が9か月から1歳2か月に達する日まで支給される。
 (父の育児休業取得期間は1年に満たないが、育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで支給すると規定されているため。)

2 当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を取得した場合

パパ・ママ育休プラスの対象として、父に対する育児休業手当金を支給できる。

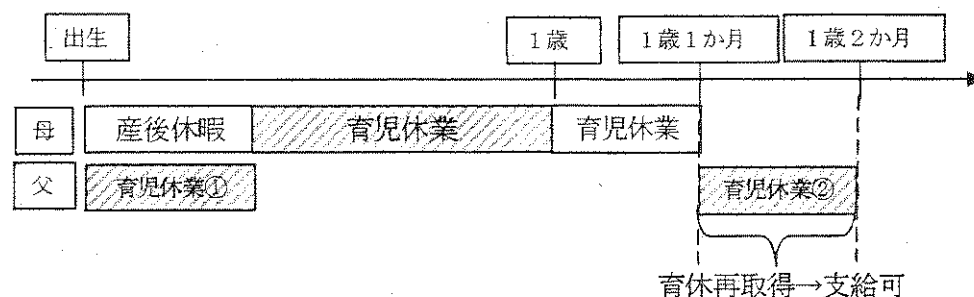
例



3 当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を再取得した場合

パパ・ママ育休プラスの対象となり、父に対する育児休業手当金を支給することができる。

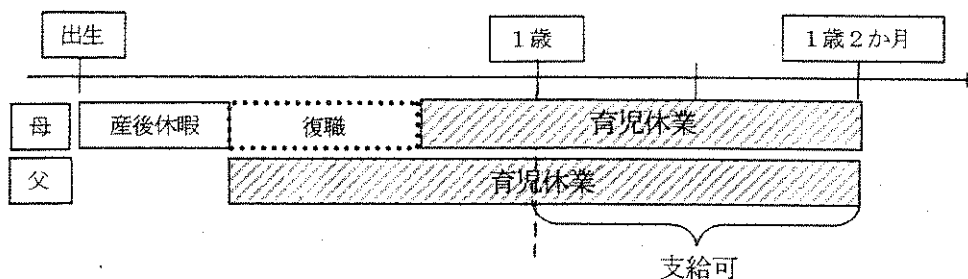
例



4 産後休暇後に父が育児休業を取得し、その後復職していた母が当該子が1歳に達する前に育児休業を取得した場合

地方公務員等共済組合法第70条の2第2項の「配偶者がその子が1歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業をしている場合」に該当するため、パパ・ママ育休プラスの対象として、父に対する育児休業手当金を当該子が1歳2か月に達する日まで最大1年の範囲で支給することができる。

例

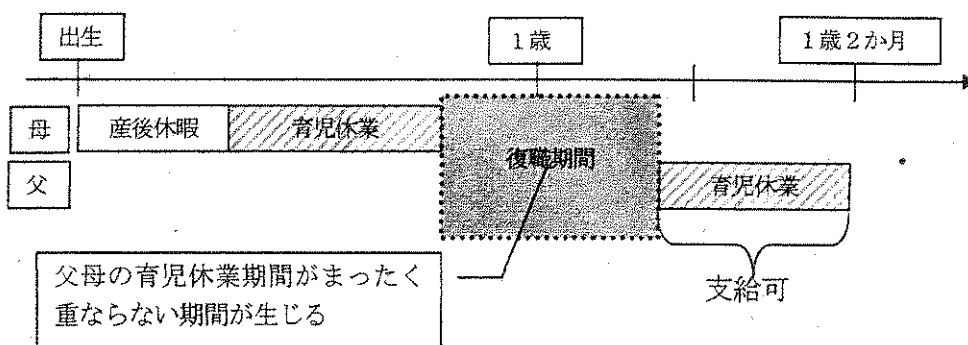


※雇用保険の対象要件と地方公務員等共済組合法の取扱いとは異なる。
「育児休業開始日が配偶者の育児休業期間の初日以後である」必要はない。

5 父母の育児休業期間が重ならない場合

パパ・ママ育休プラスの対象として、父に対する育児休業手当金を当該子が1歳2か月に達する日まで最大1年の範囲で支給することができる。

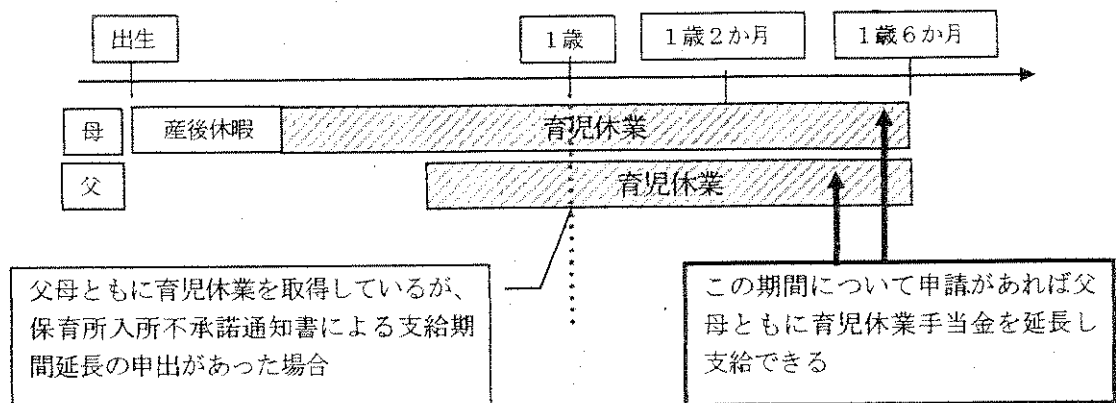
例



6 パパ・ママ育休プラスに伴う支給対象期間の延長の取扱い

パパ・ママ育休プラス対象者において、保育所における保育の実施が行われない等の支給対象期間の延長事由の判断については、当該子が1歳に達する日における状況で判断するが、パパ・ママ育休プラスにより父母ともに育児休業を取得している者についても、保育所における保育の実施が行われないことによる「保育所入所不承諾通知書」等に基づく支給期間の延長の申出があった場合は、要件を満たすとして父母両方に対し支給期間を延長することができる。

例



※1 支給期間の延長条件に変更はなく「少なくとも1歳に達する日の翌日を保育所入所希望日として、市町村に保育の申し込みを行い、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない」場合を指す。

※2 上記の支給期間の延長の対応は、あくまでも組合員に対するものであり、父又は母が他制度の被保険者等である場合には、当該父又は母の支給期間の延長が同時に認められるものではない。

7 母が産後休暇後、すぐに職場復帰をした場合の父の育児休業は、パパ・ママ育休プラスの対象とならない

産後休暇は、育児休業ではないため、配偶者が育児休業を取得していることにはならない。

例

